

行為要求表現とテモラウ文

言語学・応用言語学専門分野
2015 年度（平成 27 年度）入学
1LT15018N
内野宮美月
2019 年（平成 31 年）1 月提出

要旨

本論文はテモラウ文が行為要求表現として用いられるテモラウ命令文に注目し、テモラウ命令文は、通常の命令文と比べて、「話し手が聞き手に動作の遂行の達成を強く求めるという性質がある」ということを主張する。本論文では、さまざまなテモラウ命令文の用例を考察し、通常の命令文と交換不可能な場合が多々あることを明らかにした。さらに、それらの違いが、テモラウ命令文の「話し手が聞き手に強く求める」「動作の（過程ではなく）遂行の達成が求められる」等の性質から帰結するということを論じた。テモラウ命令文と通常の命令文を比較した先行研究としては、崔(2012)があるが、本論文の主張のほうが、より広範囲の説明能力を有することも示した。

目次

1. 問題提起	1
2. テモラウ命令文を考える	5
2.1. 提案	5
2.2. 達成の命令と過程の命令	6
2.3. 命令文における聞き手の条件	8
2.4. 命令文の受益者	9
2.5. 話し手自身への命令	10
2.6. 話し手のねがいとなる命令	11
2.7. なげやりの気持ちをこめた命令	12
2.8. 異議申し立ての命令	12
3. 崔(2012)との比較	15
3.1. 内容の紹介	15
3.2. 本論文の提案との比較	17
4. まとめ	19
参考文献	21

1. 問題提起

言語は、目の前の事態を描写するときにも使えるし、心や体の変化を他者に伝えるときにも使える。また、言語表現によって特定の行為を要求するということが可能である。行為要求表現としては、まず、(1)のように活用形が命令形のものが挙げられる。

- (1) 書け、死ね、受けろ、受けよ、起きろ、起きよ、来い、しろ、せよ

さらに、命令文としては「～なさい」、「～て」、「～てください」、禁止の命令文として、「～な」、が挙げられる。

- (2) 書きなさい、書いて、書いてください、書くな

仁田(2009)は行為要求表現の成立する条件を次のように述べている。¹

- (3) [I]話し手が働きかけの文を発する際の話し手側の条件
- a. 話し手は相手たる聞き手に対して働きかけを行いうる立場・状況にある。
 - b.1 話し手は相手たる聞き手がある動きを実現することを望んでいる。
 - b.2 話し手にとって相手を実現する事態は都合のよい・望ましい・好ましいものである。
- [II]聞き手の条件
- a 話し手の働きかけを遂行する相手が聞き手として存在する。
 - b 聞き手は自分の意志でもって、その動きの実現化を図り、その動きを遂行・達成出来る。
- [III]命令されている事態は未だ実現されていない状況である。

[仁田 2009:239,240]

以下で特に注目したいのは、次のような「～テモラウ」という形式をとる行為要求表現である。次の例を見てほしい。

- (4) a. (店長が何回も計算を間違えたアルバイトの学生に)
もうこの仕事をやめテモラウ。
- b. (試験に際して、先生が学生たちに)

¹ 日本語記述文法研究会(2003)では、命令文の定義として、次のように述べられている。

(i) 命令は上位者が下位者に対して、その行為の実行を強調するという機能である。聞き手にその要求を受け入れるかどうかに対する判断の余地を与えないほど強い強制力を持つ。 [日本語記述文法研究会 2003:67]

これは試験だから、テスト用紙以外は全部しまっテモラウ。

[崔 2012:72]

(4)の文は～テモラウという形式であるが、実質的には(5)の命令形の文と同様の解釈となる。

- (5) a. (店長が何回も計算を間違えたアルバイトの学生に)
もうこの仕事をやめロ
b. (試験に際して、先生が学生たちに)
これは試験だから、テスト用紙以外は全部しまいなサイ。

[崔 2012:72]

以下では、このような行為要求表現としてのテモラウ文を「テモラウ命令文」と呼ぶことにする。

テモラウについては、従来の研究では、受身的用法および使役的用法のことについて注目されることが多かった。たとえば、益岡(2001:28)は、次のように述べている。テモラウ構文は受動構文に対応する「受動型テモラウ」構文と「使役型テモラウ」構文の二種がある。「受動型テモラウ」構文とは(6)のように相手から一方的に動作を受けるものであり、「使役型テモラウ」構文とは(7)のように相手に対する働きかけが認められるものである。

- (6) (受動型テモラウ構文) 衛星放送などで見た方を含めると、相当数の人に楽しんでモラッタと思う。

[益岡 2001:28]

- (7) (使役型テモラウ構文) そうであれば、代表の座を辞めテモラウしかない。

[益岡 2001:28]

受動型テモラウ構文(8)は次のように言い換えることが出来る。

- (8) 衛星放送などで見た方を含めると、相当数の人に楽しまれたと思う。

使役型テモラウ構文(9)は次のように言い換えることが出来る。

- (9) そうであれば、代表の座を辞めさせるしかない。

また、山田(2004)は「働きかけ性」を「テモラウ受益文が持つ構造的な授影者から動

作主に対する何らかの働きかけのあり方」[山田 2004:120]と仮定している。

さらに山田(2004)は、テモラウ受益文には(10)のように主語位置に置かれた受影者から動作主に対して働きかけを行ってその行為の影響を受ける使役的用法と(11)のようにそのような働きかけがなく行為の影響を受ける受身的用法の2用法が指摘されていると述べている。

(10) お医者さんに頼んで、いちばんいい注射をしてもらったら？

[山田 2004:119]

(11) いままでずっと見守ってもらっていた感じがした。

[山田 2004:119]

(12a)(13a)は、受影性が減じられ働きかけだけが残った表現であるとも考えられる。その証拠に(12b)および(13b)のような使役文でも置換可能である。

(12) a 宿題をやってない人にはそうじをしてもらう。

b 宿題をやってない人にはそうじをさせる。

[山田 2004:136]

(13) a 答えるまでここにいてもらいます。

b 答えるまでここにさせます。

[山田 2004:136]

このように、テモラウについては、使役の性質を持つものや受身の性質を持つものが注目され、テモラウ命令文については十分に記述されてきたわけではない。

重要なのは、テモラウ命令文が常に可能であるわけではないということである。

(14) (倒れている人を見つけ、周りの人に)

a ??早く救急車を呼んデモライマス。

b 早く救急車を呼びナサイ。

[崔 2012:73]

本論文では、次の問題を明らかにすることを目指す。

(15) 問題：

テモラウ命令文と通常の命令文はどのように違うのか？

この問題に対して、本論文では次のように提案する。

(16) 本論文の提案：

テモラウ命令文は命令文よりも、話し手が聞き手に動作の遂行の達成を強く求めるという性質がある。

2章では、6種類の観察に基づいて、このように提案する根拠を示す。3章では、テモラウ命令文についての先行研究と本論文を比較し、(16)の一般化が先行研究よりも優れていることを示す。

2. テモラウ命令文を考える

2.1. 提案

上で述べたように、テモラウ命令文は(16)のような特徴がある。

(16) 本論文の提案：

テモラウ命令文は命令文よりも、話し手が聞き手に動作の遂行の達成を強く求めるといった性質がある。

次節以下では、このように考える根拠を順に述べていくが、その前に、この提案に関わる重要な概念である「自己統御性」について説明しておく。

行為の達成を求める命令文と行為に至る過程を求める命令文の違いについて述べた先行研究として仁田(2009)や仁田(1991)が挙げられる。仁田(2009)は<自己統御性>について次のように述べている。

(17) <自己統御性>とは動きの主体が自分の意志でもって、動きの実現化を計り、動きを遂行・達成することができる、言い換えれば、動きの主体が、動きの発生・遂行・達成を自分の意志でもって制御することができる、といった性質である。

[仁田 2009:243]

以下、仁田(2009)の「4.2.(3)1.非自己統御性と達成の自己統御性と過去の自己統御性」をまとめると、動きの主体が動きの発生・過程・達成を自分の意志でもって制御できない場合を<非自己統御性>、動きの主体が動きの成立そのもの・動きの達成をも自分の意志で制御できる場合を<達成の自己統御性>、動きの主体が動きの成立そのもの・動きの達成は自分の意志でもって制御できないが、動きの成立。達成に至る過程、動き達成への企ては自分の意志でもって制御できる場合を<過程の自己統御性>と呼ぶ。以下仁田(2009)が挙げた、それぞれの動詞の例である。

(18) <非自己統御性> 呆れる、飽きる、慌てる、困る、佇む
<達成の自己統御性> 行く、食べる、殴る、読む、書く、
<過程の自己統御性> 落ち着く、勝つ、合格する、しっかりする、思い出す。

仁田(2009)によると、<非自己統御性>を持つ動詞では(19)のように、命令文は成立

しない。

- (19) a *呆れろ。
b *飽きろ。

<達成の自己統御性>を持つ動詞では(20a)(20b)のような(達成の命令)の意味を持つ命令文となる。

- (20) a 行け。(達成の命令)
b 食べろ。(達成の命令)

<過程の自己統御性>を持つ動詞では(21a)のような(過程の命令)の意味を持つ命令文となる。

- (21) a 落ち着け。(過程の命令)
b しっかりしろ。(過程の命令)

<達成の自己統御性>を持つ動詞による(達成の命令)と<過程の自己統御性>を持つ動詞による(過程の命令)では話し手が聞き手に求めるものが異なる。(達成の命令)では話し手は聞き手に行為を達成することを求めている。一方(過程の命令)では話し手は聞き手に行為を達成するように努めるということ、つまり行為に至る「過程」を命じているのである。(21)について言うならば、話し手は聞き手に「落ち着くように努めること」を要求しているのであり、実際に聞き手が行為の達成に至らなかったとしても良いとしているのである。(達成の命令)と(過程の命令)に関しては次節で触れる。

2.2. 達成の命令と過程の命令

仁田(2009)は<非自己統御性>を持つ動詞では(22)aのように、命令文は成立しないと述べているが、テモラウ命令文においても成立しない。

- (22) a *呆れろ。
b *呆れテモラウ。

<達成の自己統御性>を持つ動詞では(23)のように命令文もテモラウ命令文も成り立つ。

- (23) a 食べろ。(達成の命令)

- b 食べテモラウ。(達成の命令)

次の例は<過程の自己統御性>の動詞の命令文である。(24a)の命令文を(24b)のようなテモラウ命令文に置き換えた場合、(24b)は容認できない。

- (24) a 落ち着け。(過程の命令)
b *落ち着いテモラウ。

また(25b)も(24b)と同様に容認できない。

- (25) a しっかりしろ。(過程の命令)
b *しっかりしテモラウ。

つまり、自己統御性の低い動詞の場合、テモラウ命令文が使えないということになる。このような違いは、(16)で述べたように、テモラウ命令文には話し手が聞き手に動作の遂行の達成自体を求めているというところから生じる。(24)の例に関して言うと、(24a)では話し手は聞き手に「落ち着くように努める」ということを命令しているのであり、「落ち着く」という動作の達成を求めているわけではないのである。同様に(25)の例においても、(25a)は「しっかりするように努める」ということを命令しており、「しっかりする」という動作の達成を求めているわけでもない。このような動作に至る過程を要求する命令文は、話し手が聞き手に動作の遂行の達成を求めるという性質を持つテモラウ命令文では置き換えることができない。

また次のような例文では、命令文(26a)とテモラウ命令文(26b)は両者ともに、容認可能であるが、話し手が聞き手に求める行為が異なる。(26a)は(過程の命令)(26b)は(達成の命令)となる。

- (26) a 思い出せ。(過程の命令)
b 思い出しテモラウ。(達成の命令)

(26a)は「思い出すように努める」ということを要求する命令文であるが、(26b)は「思い出す」という行為の達成を要求する命令文である。このような違いも(17)のテモラウ命令文は通常の命令文よりも話し手が聞き手に動作の遂行の達成を強く求めるという性質があるということによるものである。

以上のように、(17)の本論文の提案は自己統御性という観点から裏付けられる。

2.3. 命令文における聞き手の条件

ここで本論文の提案を確認する。

(16) 本論文の提案：

テモラウ命令文は命令文よりも、話し手が聞き手に動作の遂行の達成を強く求めるといった性質がある。

この節では、通常の命令文とテモラウ命令文における聞き手の条件について考察していく。そのために聞き手の条件の異なる4つの例文を提示する。(27)の聞き手は目の前に存在し、(28)の聞き手は目の前に存在しない、(29)の聞き手は不特定の人物、(30)の聞き手は非情物である。この例文の中で、(29b)、(28b)、(30b)は容認できない。

(27) a おい、田川、部隊長訓を言ってみろ。

b おい、田川には部隊長訓を言っテモラウ。

[村上 1993:73 改]

(28) a (キツネに魚を盗まれて) 「キツネのやつ、おぼえとれ。」

b *(キツネに魚を盗まれて) 「キツネのやつ、おぼえテモラウ。」

[村上 1993:73 改]

(29) a 誰かのこぎりを持ってこい。

b *誰かのこぎりを持ってきてモラウ。

[村上 1993:73 改]

(30) a 風よ、吹け。

b *風よ、吹いテモラウ。

[村上 1993:74 改]

通常の命令文とテモラウ命令文における聞き手の条件と容認性をまとめると次の表のようになる。

(31)

～への命令	命令文	テモラウ命令文
目の前にいる人物	○	○
目の前にいない人物	○	×
不特定の人物	○	×
非情物	○	×

このようにテモラウ命令文は目の前にいる人物に対する命令文としてのみ成立する。これは(16)のうちの話し手が聞き手に動作の遂行の達成を求めていると言う部分に起因する。目の前にいない人物、不特定の人物、非情物が聞き手では、話し手は聞き手が動作を遂行するという確証を持つことが出来ない。目の前にいる人物以外への命令文は、話し手が必ず動作を遂行するということを望んだ命令文ではないと言えるだろう。したがって、聞き手の条件と言う観点も(16)の提案の根拠となる。

2.4. 命令文の受益者

再び本論文での提案を確認する。

(16) 本論文の提案：

テモラウ命令文は命令文よりも、話し手が聞き手に動作の遂行の達成を強く求めるという性質がある。

次の例文のうち、(32)(33)ともに通常の命令文は容認できるが、テモラウ命令文である(33b)は容認できない。

(32) a 「僕帰ります」また鮎太は言った。すると、「よし、帰るなら帰れ。」

b *「僕帰ります」また鮎太は言った。すると、「よし、帰るなら帰っテモラウ。」

[村上 1993:78 改]

(33) a くどいな。どんな船に乗ろうが勝手だ。乗りたい船に乗れ。

b *くどいな。どんな船に乗ろうが勝手だ。乗りたい船に乗っテモラウ。

[村上 1993:79 改]

(32)(33)はともに、話し手は聞き手の都合や状況を考慮し、聞き手の望むようにさせるという気持ちで命令をしている。このように動作の遂行へのねがい・意欲が聞き手にある命令文をテモラウ命令文に置き換えると、テモラウ命令文は成立しない。

また次のような例文(34)(35)においても、テモラウ命令文は容認できない。

(34) a ナニ、手が冷たい？そんなら早く行ってお炬燵へあたれ。」

b *ナニ、手が冷たい？そんなら早く行ってお炬燵へあたっテモラウ。」

[村上 1993:80 改]

(35) a 「こんなものしかないが、食べ。」と言った。佐久間は深く頭をさげると、芋にむしゃぶりつくように食べた。

- b *「こんなものしかないが、食ってモラウ。」と言った。佐久間は深く頭をさげると、芋にむしゃぶりつくように食べた。

[村上 1993:80 改]

(34)(35)の例文も(32)(33)と同様に、話し手は聞き手の都合や状況を考慮して命令を下している。(34)(35)で話し手の命ずる行為を行って利益を得るのは聞き手である。言い換えると(34)(35)の命令文は動作の遂行の結果を受け止めるのが聞き手となる命令文である。テモラウ命令文ではこのような命令文は成立しない。

これらを表にまとめる。

(36)

	命令文	テモラウ命令文
動作の遂行への願い・意欲	話し手 聞き手	話し手
動作の遂行の結果を受け止めるもの	話し手 聞き手	話し手

上の表で示すように、テモラウ命令文では動作の遂行への願い・意欲は常に話し手側にあり、動作の遂行の結果を受け止めるのも常に聞き手である。動作の遂行への願い・意欲が聞き手にある命令文や、動作の遂行の結果を受け止めるのが聞き手となる命令文がテモラウ命令文で成立しないのは、(16)の提案のうち、「話し手が聞き手に強く求める」という部分によるものである。動作の遂行への願い・意欲を持つものが聞き手の場合や動作の遂行の結果を受け止めるのが聞き手である場合は「聞き手が動作を求めている」と言えるだろう。したがって、本論文での提案は命令文の受益者という観点も(16)の根拠となる。

2.5. 話し手自身への命令

再び本論文での提案を確認する。

(16) 本論文の提案：

テモラウ命令文は命令文よりも、話し手が聞き手に動作の遂行の達成を強く求めるといった性質がある。

(37)(38)のような例文では話し手の自分への言い聞かせとなる命令文は成立するがテモラウ命令文では成立しない。

- (37) a 彼は自分の心に、改めて言いきかせた。「働け、働け。そして働け。」
b *彼は自分の心に、改めて言いきかせた。「働いテモラウ。働いテモラウ。そして働いテモラウ。」

[村上 1993:108 改]

- (38) a 私は、信頼に報いなければならぬ。いまはただその一言だ。走れ！メロス
b *私は、信頼に報いなければならぬ。いまはただその一言だ。走っテモラウ！メロス。

[村上 1993:108 改]

話し手自身への命令とは、話し手が話し手に行為を要求する命令である。そのため、話し手が聞き手に行為を要求するという性質があるテモラウ命令文では(38b)のように容認できない。話し手自身へのテモラウ命令文は成立しない点においても本論文の提案は裏付けられる。

2.6. 話し手のねがいとなる命令

再び本論文での提案を確認する。

(16) 本論文の提案：

テモラウ命令文は命令文よりも、話し手が聞き手に動作の遂行の達成を強く求めるといった性質がある。

次の(39)(40)のような話し手のねがいとなる命令文は成立するが、テモラウ命令文では成立しない。

- (39) a 良い子になれ、良い子になれ、女ならばお母さんのような良い子になれ。男ならば俺みたいになれ。
b *良い子になれ、良い子になれ、女ならばお母さんのような良い子になれ。男ならば俺みたいになっテモラウ。

[村上 1993:109 改]

- (40) a 運の女神よ。私の上にはほほえめ。
b *運の女神よ。私の上にはほほえんデモラウ。

[村上 1993:109 改]

これらの話し手のねがいとなる命令文は、命令文の形はとっているが、話し手は聞き手に行為を要求しているわけではなく、願望を口にしているだけである。これらの命令

文は、「話し手が聞き手に強く求めている」命令文ではない。したがって話し手のねがいを表したテモラウ命令文は成立しない点においても本論文の提案は裏付けられる。

2.7. なげやりな気持ちをこめた命令

再び本論文での提案を確認する。

(16) 本論文の提案：

テモラウ命令文は命令文よりも、話し手が聞き手に動作の遂行の達成を強く求めるといった性質がある。

(41)(42)のように、なげやりな気持ちをこめた命令文は成立するがテモラウ命令文では成立しない。

- (41) a 野島は黙っていたが、自分で元気をつけて、海に飛び込んだ。「勝手にしろ！杉子とは絶交だ」そんな気もした。
b 野島は黙っていたが、自分で元気をつけて、海に飛び込んだ。「勝手にシテモラウ！杉子とは絶交だ」そんな気もした。

[村上 1993:112 改]

- (42) a いい加減にしろ！
b いい加減にシテモラウ！

なげやりな気持ちを込めた命令文では話し手は聞き手に動作を遂行することを求めておらず、仕方なく聞き手のしたいようにさせるという意味が込められている。よって「話し手が聞き手に強く求めている」命令文ではない。したがってなげやりな気持ちのこもった命令文はテモラウ命令文では成立しない。この観点も本論文の提案の根拠となる。

2.8. 異議申し立ての命令

本論文の主張における7つ目の根拠を示す前に、命令文に付加可能な終助詞「よ」について確認する。井上(1993)は終助詞「よ」を取り上げて次のように述べている。

- (43) 上昇調で発音する「よ」が命令文で使われる場合、聞き手の注意を促すだけの文であり、話し手の意向に反する状況が存在しているわけではない。一方下降調の「よ」が用いられる場合は話し手の意向に反する状況が存在していることに対する「異議申し立て」というニュアンスがある。

[村上 1993:336]

再び本論文での提案を確認する。

(16) 本論文の提案：

テモラウ命令文は命令文よりも、話し手が聞き手に動作の遂行の達成を強く求めるという性質がある。

次の例を見てほしい。(44b)のテモラウ命令文は容認可能であるが、(45b)のテモラウ命令文は容認できない。(よ H…上昇調で発音、よ L…下降調で発音)

(44) (写真を撮るとき、話し手が聞き手に動かないように指示するとき)

- a はい、写真を撮るから動かないで(よ H)。
- b はい、写真を撮るから動かないデモラウよ。

(45) (写真を撮る時、動いている聞き手に対して話し手が注意を促すとき)

- a ちょっと、写真を撮るから動かないで(よ L)。
- b *ちょっと、写真を撮るから動かないデモラウ(よ L)。²

(44a)(44b)の例文は単に「発話時に動くことがない」ように聞き手の注意を促すだけの文であり、話し手の意向に反する状況が存在しているわけではない。(45)では「聞き手が動いた(動こうとしている)」という話し手の意向に反する状況が存在していることに対する「異議申し立て」というニュアンスがある。よってテモラウ命令文では、このような「異議申し立て」の命令を行うことが出来ない。(16)の主張のうち、「動作の遂行の達成を強く求める」という部分によるものである。(45)のようにすでに話し手の意志に反する状況が存在するとき、聞き手は動作の遂行の術をもたない。もちろん、「動かないで」と注意され、動くことをやめるということはできるが、「写真を撮るときに動いた」という状況は変えることは出来ないのである。よって、(45b)からテモラウ命令文は異議申し立ての命令文として成立できないということが分かる。

²井上(1993)は次のように命令文の機能の類型を分類している。

- (i) 1「動作実行のタイミングにある」ことを前提にして発せられるか(タイミング考慮)
- 2「動作実行のタイミングにない」ことを前提にして発せられるか(タイミング非考慮)
- 3「話し手のスクリプトと矛盾することがらが存在する」ことを前提にして発せられているか(矛盾考慮)
- 4「話し手のスクリプトと矛盾することがらが存在しない」ことを前提に発せられるか。(矛盾非考慮)

[井上 1993:337]

(46)(47)に関しても(44)(45)と同様に「異議申し立て」の命令文は成立しない。
(46a)のテモラウ命令文は容認できるが、(47b)のテモラウ命令文は容認できない。

- (46) (大学を四年で卒業してもらいたい息子に対して)
- a うちはお金がないんだから、ちゃんと4年で卒業しろ (よ H)。
 - b うちはお金がないんだから、ちゃんと4年で卒業しテモラウ (よ H)。
- (47) a (大学を四年で卒業できなかった息子に対して)
- b 本当にもう。うちはお金がないんだから、ちゃんと4年で卒業しろ (よ L)。
*本当にもう。うちはお金がないんだから、ちゃんと4年で卒業しテモラウ (よ L)。

(46a)(46b)の例文は、単に「4年で卒業する」ように聞き手の注意を促すだけの文であり、話し手の意向に反する状況が存在しているわけではない。(47)では「4年で卒業できなかった」という話し手の意向に反する状況が存在していることに対する「異議申し立て」というニュアンスがある。

(46)の状況であれば聞き手は4年で卒業するということに向かって努力し、卒業という行為を達成しうるが、(47)のように聞き手がすでに4年で卒業できなかったのなら、卒業と言う行為を達成することはもはや不可能である。したがって異議申し立ての命令文はテモラウ命令文に置き換えることが出来ないという点においても本論文の提案は裏付けられる。

3. 崔(2012)との比較

3.1. 内容の紹介

崔(2012)も通常の命令文とテモラウ命令文の差異について論じている。ここでは崔(2012)の主張を紹介し、次節で本論文での主張と比較していく。崔(2012)は行為要求をするテモラウ文には<即時的命令><予告的命令><警告的命令>の3種類があると述べている。

崔(2012)によると、「しろ／しなさい」と同様に聞き手に現在従うべき行為を要求するものならば、<即時的命令>である。

(48) (試験に際して、先生が学生たちに)
「これは試験だから、テスト用紙以外は全部 {しまってもらいます/しまいなさい。}」

[崔 2012:76]

(49) (先生が教え子を殴る若者グループに)
「そのくらいにしておいてもらおうか。私の大事な教え子を、 {返してもらよ/返せよ}。」

[崔 2012:76]

(50) (町の祭りの当日、役場の上司が部下に)
「実際にこれを着て、街を {歩いてもらいます/歩きなさい}。」

[崔 2012:76]

話し手が聞き手に向かってこれから行うべき行為を前もって提示するならば、<予告的命令>である。

(51) (先生が学生たちに)
「今学期からは期末試験の代わりにレポートを {出してもらいます/出しなさい}。」

[崔 2012:77]

(52) 高野「君と三枝が企画した、シネコン内のシネマライブラリーカフェ、オープン前に行く、プレス内覧会の準備を、君に {やってもらおう/やれ}」。

[崔 2012:77]

(53) 鬼頭「とにかく今後、私の指示に {従ってもらおう/従え}。それと、朝田た

ちとの接点は完全になくなったものと思いなさい。」

[崔 2012:77]

命令の内容を告知し、相手に警告を与えることで、その要求の意思を伝達することを目的とするならば、＜警告的命令＞である。

- (54) (先生が本を読んで来なかった学生たちに)
「次の授業から、本を読んで来なかった人は {出て行ってもらいます／出て行きなさい}。」

[崔 2012:78]

- (55) 相子「あなたもご覧になったでしょう!? 鉄平さんと芙佐子さんのご関係。今も会っていらっしゃるようでしたわね。」
早苗「いい加減にしてください!」
相子「これ以上私の邪魔をすると, {出て行っていただくわよ!/? 出て行け}。」

[崔 2012:78]

- (56) マスターの奥さん「あんまりさぼると, {やめてもらうよ!/?やめろよ}。」
バカボンのパパ「はい, はい。」

[崔 2012:78]

さらに崔(2012)は、「てもらう」文は固定的上下関係において、上位とは限らないが、その場において当然の資格を持っている者が客や待遇すべき人に強制せざるを得ない場合に使用すると述べている。

- (57) (工場の係員が見学に来た人たちに)
「この工場を見学する際には, マスクを {してもらいます!/?しなさい}。」

[崔 2012:83]

- (58) (図書館関係者が利用者に)
「借りている資料を破損したり, 紛失したときは, 速やかに {申し出てもらいます!/?申し出なさい}。」

[崔 2012:83]

- (59) (空港で係員がツアー客全員に)
「時計などの金属製品は, ここで全部外してもらいます。ペットボトルなどの液体も, こちらに {置いて行ってもらいます!/?置いて行きなさい}。」

[崔 2012:83]

崔(2012)はテモラ命令文を用いると、仲間同士の場合は「てもらう」文は不自然であると述べている。

(60) (学校の同級生に)
司「ああ、お前は、ドジでノロマなカメの上に、ふっ。頭バカだから、授業 {受けなさい / ?? 受けてもらいます}。」
[崔 2012:84]

(61) (職場の仲間に)
東海林「 {見ろ / ?? 見てもらう}。1 ミリの狂いもゆがみもなく、正確に製本したみたいに留めてある。」
賢介「ほんとだ…。」
[崔 2012:84]

さらに、崔(2012)は緊迫した場面では「てもらう」文は不自然であると述べている。

(62) (倒れている人を見つけ、周りの人に)
「早く救急車を {呼びなさい / ?? 呼んでももらいます}。」
[崔 2012:85]

(63) (病院のオペ室で)
「右の冠動脈が裂けてる！」
朝田「外山、急いで足から静脈を {採取しろ / ?? 採取してもらおう}。」
[崔 2012:85]

以上が崔(2012)のテモラウ命令文に関する主張である。次に本論文の主張と崔(2012)の主張を比較していく。

3.2. 本論文の提案との比較

崔(2012)はテモラウ命令文を3つの分類により示した。この崔(2012)の主張よりも本論文での主張(17)の方が広範囲の説明能力を有する。「命令文よりも、話し手が聞き手に動作の遂行の達成を強く求めるという性質がある」テモラウ命令文では話し手が聞き手に動作の遂行の達成を求めているために、すぐに行うべきことを聞き手に提示する<即時的命令>、これから行うべきことを提示する<予告的命令>が成立すると言える。<警告的命令>については、話し手が条件を提示し、聞き手がその条件を満たさなければ、聞き手は話し手の命令通りに行動しなければならないということを表すために、話し手の聞き手に対する行為の達成への要求の強さは表れているといえよう。したがって、崔(2012)のようにテモラウ命令文を3つに分類する必要はなく、本論文の主張の方がよ

り広範囲の説明能力を有すると言えよう。

この崔(2012)の「てもらう」文は固定的上下関係において、上位とは限らないが、その場において当然の資格を持っている者が客や待遇すべき人に強制せざるを得ない場合に使用するに関しては仁田(2009)の行為要求表現の成立する条件を用いて反論する。

(3) [I]話し手が働きかけの文を発する際の話し手側の条件

- a. 話し手は相手たる聞き手に対して働きかけを行いうる立場・状況にある。

[仁田 2009:239]

仁田(2009)が述べるように行為要求表現自体が話し手の方が聞き手よりも上位の立場にあるという前提がある。したがって、崔(2012)の主張はテモラウ命令文の特徴というよりはむしろ行為要求表現の特徴である。

(60)の例に関して言うと、表(36)で示したように、テモラウ命令文は動作の遂行へのねがい・意欲が聞き手にある命令文として成立しないという理由から成立しないということになる。(62)は表(31)で示したようにテモラウ命令文では不特定の人物に命令を下すことは出来ないということにより成立しない。しかし、(61)(63)のテモラウ命令文が成立しないということに関しては本論文の主張では明らかにすることができなかった。(61)(63)のテモラウ命令文が容認できないことを説明するには、さらなるテモラウ命令文における一般化が必要と言えよう。

以上が崔(2012)の主張と本論文の主張を比較した結果である。

4. まとめ

本論文では、(15)の問題を明らかにすることを目指し、(16)のような答えを提示した。

(15) 問題：

テモラウ命令文と通常の命令文はどのように違うのか？

(16) 本論文の提案：

テモラウ命令文は命令文よりも、話し手が聞き手に動作の遂行の達成を強く求めるといった性質がある。

(16)の根拠を7つあげた。7つの根拠は以下の通りである。まず1つ目は、「落ち着く」や「しっかりする」のような自己統御性の低い動詞の場合、テモラウ命令文は成立しないということである。これは本論文の主張のうち、テモラウ命令文において、話し手は聞き手が動作の遂行を達成するということに拘っているという部分によるものである。次に挙げた根拠は命令文における聞き手の条件という観点についてである。テモラウ命令文では命令文とは違い、目の前にいない人物や不特定の人物、非情物への命令はできず、目の前にいる人物に対してのみ命令することができる。目の前にいない人物や不特定の人物、非情物への命令では、話し手は聞き手が動作を遂行するという確証を持ってない。このような命令の場合、聞き手が動作を達成したかどうかは不確かであるために、テモラウ命令文は成立しない。したがって聞き手の条件という観点は本論文の主張の根拠となると言える。3つ目は命令文の受益者という観点である。テモラウ命令文では、聞き手の利益となるような命令や相手の望む行為を実行することを許可するような命令は行えない。言い換えると、テモラウ命令文では動作の遂行への願い・意欲は常に話し手側にあり、動作の遂行の結果を受け止めるのも、話し手である。命令文の受益者は常に話し手である。これは本論文の主張のうち、「話し手が聞き手に」動作の遂行の達成を求めると言う部分によるものである。命令文の受益者が聞き手ならば、「聞き手が話し手」に動作の遂行の許可を望んでいる命令になってしまう。4つ目の根拠はテモラウ命令文では自分自身へ言い聞かせるような命令、つまり話し手自身への命令はできないということである。話し手自身への命令とは、「話し手が話し手に」動作を求めている命令である。このようなテモラウ命令文が成立しないということは、保温論文の主張を支える根拠となる。5つ目の根拠はテモラウ命令文では話し手のねがいとなる命令文は成立しないということである。話し手のねがいとなる命令文は命令文の形をとっているが、話し手は聞き手に行為を要求しているのではなく、願望を口に出しているだけの文である。このような命令文が成立しないということも本論文の主張を支える根拠となるだろう。6つ目の根拠はテモラウ命令文ではなげやりな気持ちをこめた命令文は成立しないということである。なげやりな気持ちをこめた命令文では話し手は何らか

の事情があつて仕方なく聞き手のしたいようにさせるといふ命令文であり、話し手は聞き手に行為の遂行の達成を求めているのである。このようなテモラウ命令文は成立しないということも、本論文の主張の根拠となる。最後に挙げた7つ目の根拠は、異議申し立ての命令に關してである。通常の命令文では、聞き手が達成できなかったことに対して異議を申しててゐることはできるが、テモラウ命令文では、既に聞き手が起こしてしまつた行為に關しては命令ができない。そのような状況では、聞き手は話し手が望む行為を達成することは不可能である。テモラウ命令文では異議申し立ての命令文として成立することが出来ないのである。このことも、本論文の主張を支える根拠となる。さらに本論文の主張と崔(2012)の主張を比較し、崔(2012)のようにテモラウ命令文を3つに分類することは、本論文の主張を用いれば必要ないということを示し、崔(2012)におけるテモラウ命令文の使用場面に關しても、一部本論文の主張を用いて反論した。今後の課題として残るのは、本論文で示したテモラウ命令文と通常の命令文との差異が、なぜ生じるのかという問題である。この問題を明らかにするためには、今後通常のテモラウ文がどのような性質を持っているかということについて考察を深め、テモラウ命令文の性質を突き詰めていく必要があると言えよう。

参照文献

- 井上優(1993)「発話における「タイミング考慮」と「矛盾考慮」—命令文, 依頼文を中心に—」『国立国語研究所報告 105 研究報告集 14』, pp. 333-360, 秀英出版
- 崔善喜(2012)「命令を表す「てもらう」文についての一考察—「しろ／しなさい」との比較を通して—」『日本語文法』12 卷 1 号, pp71-87
- 仁田義雄(1991)『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房
- 仁田義雄(2009)『日本語のモダリティとその周辺』くろしお出版
- 日本語記述文法研究会(編)(2003)『現代日本語文法 4 第 8 部モダリティ』くろしお出版.
- 益岡隆志(2001)「日本語における授受動詞と恩恵性」『言語』30-5, pp. 26-32, 大修館書店.
- 宮崎和人・安達太郎・野田春美・高梨信乃(2002)『新日本語文法選書 4 モダリティ』くろしお出版.
- 村上三寿(1993)「命令文—しろ, しなさい—」言語学研究会(編)『ことばの科学 6』, pp. 67-115, むぎ書房.
- 山田敏弘(2004)『日本語のベネファクティブ—「てやる」「てくれる」「てもらう」の文法—』明治書院

謝辞

本論文の執筆にあたり、指導教員である上山あゆみ先生には大変お世話になりました。テーマ決めの段階から、論文の基本的な書き方に至るまでたくさんの助言をいただきました。貴重な時間を私のために割いていただいたき本当にありがとうございました。この場を借りて心から感謝申し上げます。

